

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間中の納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象です。

申請手続等

- ・ 各税目の納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合はご相談ください。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか？

A 「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。

なお、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例制度の利用はできますか？

A 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例制度を利用できます。

Q フリーランスやアルバイト等も特例制度の対象になりますか？

A フリーランスの方を含む事業主、あるいはアルバイトやパートの方を含む給与所得者で県税を納付・納入される方は、新型コロナウイルスの影響による収入減少などの要件を満たせば、特例制度の対象になります。

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか？

A 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳、給与明細書のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合はご相談ください。

また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、年間収入を按分した額（平均収入）と比較するなどして、収入割合の減少を判断することもできます。

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか？

A 今回の特例制度の要件に該当しない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞金がかかります）。

【問い合わせ先】

○高知県安芸県税事務所 Tel : 0887-34-1161

○高知県中央東県税事務所 Tel : 088-866-8510

○高知県中央西県税事務所 Tel : 088-821-4952

○高知県須崎県税事務所 Tel : 0889-42-2366

○高知県幡多県税事務所 Tel : 0880-35-5972